

第2章 国語科

1 趣旨と内容

(1) 「静岡県授業づくり指針 国語科」の趣旨

学習指導要領に示された国語の目標の根底には、中央教育審議会答申（平成20年1月「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」、以下「中教審答申」と略記）に示された改善の基本方針があります。

国語科については、その課題を踏まえ小学校、中学校及び高等学校を通じて、言語の教育としての立場を一層重視し、国語に対する関心を高め、国語を尊重する態度を育てるとともに、実生活で生きてはたらし、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けること、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることに重点を置いて内容の改善を図る。

特に、言葉を通して的確に理解し、論理的に思考し表現する能力、互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う能力を育成することや、我が国の言語文化に触れて感性や情緒をはぐくむことを重視する。「中教審答申」p.74

国語科では、言語の教育としての指導を重視し、実生活や各教科等で生きて働く国語の能力の育成が求められています。特に、「言葉を通して的確に理解し、論理的に思考し表現する能力」「互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う能力」「我が国の言語文化に触れて感性や情緒をはぐくむ態度」を身に付けることが求められています。

国語科で身に付けた言語能力や態度を、国語のみならず、実生活や各教科等においても生かすことができれば、児童生徒は国語を学ぶ意義や価値を再確認し、国語に対する関心を一層深め、国語を尊重する態度を養っていくことができるでしょう。

学習指導要領第2章第1節国語では、基礎的な知識・技能を活用して課題を探究することのできる国語の能力を身に付けるために、言語活動を通して指導事項(言語能力)を指導することを重視しています。そして、言語活動を通して、国語科における「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成」「主体的に学習に取り組む態度の向上」を図るとしています。

なお、平成19年度から行われてきた全国学力・学習状況調査において、静岡県の児童生徒の国語の学力は、おおむね良好であるということが明らかになりました。これは、静岡県の各学校において、国語科を校内研修の軸に据えたり、校内における言語環境を整えたりするなどして、日頃から授業改善を積み重ね、全教育活動を通して国語の能力を育んできた成果によるものと考えます。また、「静岡県版カリキュラム」「よりよい自分をつくっていくために」「授業づくり規準」等の効果的な活用も、授業改善につながっていると思われます。

このように、「静岡県の授業づくり指針 国語科」は、学習指導要領のねらい、静岡県の教育振興基本計画（「有徳の人」づくりアクションプラン）、静岡県の児童生徒の学力の実態等を踏まえ、静岡県ならではの豊かな国語教育が展開されることを願って作成しました。特に、学習指導要領改訂の第一の要点である、「言語活動を通して指導事項（言語能力）を指導する」ことに重点を置き、理論及び指導計画例等を掲載しています。

(2) 「静岡県の授業づくり指針 国語科」の内容

「1 趣旨と内容」 p. 4～p. 15

国語科における「言語活動の充実」や「評価の在り方」など、学習指導要領の趣旨を生かした国語の授業を構想するに当たって重視したいことを示しました。

【このようにときに活用できます】

- ・国語科における「言語活動の充実」について知りたいとき
- ・授業を構想する上で、単元目標や言語活動を設定するとき
- ・新学習指導要領の趣旨を生かした学習評価を行うとき

「2 目標及び学習内容の系統」 p. 16～p. 33

小学校、中学校及び高等学校の学習内容の系統は、「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」「C読むこと」の各領域及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に分けて示しました。また、小学校学習指導要領の学年別漢字配当表を併せて示しました。

なお、平成21年に示された高等学校学習指導要領では、国語は、「国語総合」「国語表現」「現代文A」「現代文B」「古典A」「古典B」の6科目で構成されていますが、必修科目の「国語総合」を、高等学校国語の科目として例示しました。

【このようにときに活用できます】

- ・小学校、中学校及び高等学校（国語総合）の10年間で、身に付けさせたい力や系統性を確認したいとき
- ・担当している学年の身に付けさせたい力を確認したいとき
- ・新しい単元で指導計画を立てるとき
- ・身に付けさせたい力と児童生徒の実態との違いを把握したいとき
- ・領域別の配當時数を確認したいとき
- ・指導事項に示された内容をバランスよく身に付けさせていくための年間指導計画を作成したいとき

「3 小学校・中学校・高等学校における学習」 p. 34～p. 105

「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」「C読むこと」〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕では、学習指導要領の「目標」や「指導事項」に示された言語能力を、言語活動を通して身に付けさせるための指導計画例を示しました。

「伝統的な言語文化に関する事項」「言葉の特徴やきまりに関する事項」「文字(小学校)・漢字(中学校)に関する事項」「書写に関する事項」では、学習指導要領に示された内容の一層の理解を図るために、学習指導要領解説国語編の該当箇所を掲載しました。

【このようにときに活用できます】

「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」「C読むこと」

- ・年間を見通した上で、指導事項、言語活動をバランスよく指導したいとき
- ・身に付けさせたい力を明確にした指導計画を立てたいとき
- ・単元を貫く言語活動を位置付けた指導計画を立てたいとき

「伝統的な言語文化に関する事項」「言葉の特徴やきまり（言葉の働きや特徴）に関する事項」「文字（小学校）・漢字（中学校）・漢字に関する事項」「書写に関する事項」

- ・学習指導要領解説に示された内容のポイントとなることを知りたいとき
- ・〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕の具体的な指導計画例を知りたいとき

「4 資料等の利用を図る学習活動」 p. 106～p. 114

学習指導要領第2章第1節国語では、言語活動の充実を図るに当たって、小学校では「課題に応じて必要な文章や資料を取り上げ、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、相互に思考を深めたりまとめたりしながら解決していく能力」、中学校では「小学校で習得した能力の定着を図りながら、中学校段階にふさわしい文章や資料を取り上げ、自ら課題を設定し、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、他者と相互に思考を深めたりまとめたりしながら解決していく能力」、高校では「小・中学校の9年間で身に付けてきた言語能力を総合的に活用しながら、社会人として必要とされる国語の能力の基礎」の育成を重視しています。

【このようなときに活用できます】

- ・課題に対応した指導計画を立てたいとき
- ・資料等を利用した指導計画を立てたいとき
- ・図書館を利用した指導計画を立てたいとき

「5 読書活動の充実」 p. 115～p. 117

言語に関する能力を育むには、読書活動の充実が不可欠です。領域の指導の中で、日常の読書につなげる指導や、読書活動の様々な取組を示しました。

【このようなときに活用できます】

- ・領域の指導を日常の読書活動につなげたいとき
- ・読書活動の具体例を知りたいとき

「6 郷土ゆかりの文学」 p. 118～p. 144

郷土にゆかりのある文学に触れ、郷土の文化や伝統に対する関心や理解を深められるよう、静岡県の子童生徒に紹介したい作品の例などを示しました。

【このようなときに活用できます】

- ・静岡県ゆかりの作品を知りたいとき
- ・静岡県ゆかりの作品を用いて指導計画を立てたいとき
- ・静岡県ゆかりの文学について教材研究等を行いたいとき

「7 高等学校学習指導要領抜粋」 p. 145～p. 147

参考資料として高等学校学習指導要領の一部を抜粋して示しました。

【このようなときに活用できます】

- ・義務教育の学習内容と高等学校の学習内容のつながりを知りたいとき

「8 年間指導計画ワークシート」 p. 148～p. 151

年間指導計画の（領域別）と（月別）のワークシートです。コピーして利用できます。

「9 授業づくり規準（国語科）」

授業における構想、展開、評価、改善のそれぞれの場面で必要な要素が分かります。

(3) 第1章との対応

第1章	第2章
確実に身に付けさせたい内容	3 小学校・中学校における学習（指導計画例） 4 資料等の利用を図る学習活動
発展的な学習の内容例	4 資料等の利用を図る学習活動 5 読書活動の充実
「静岡県ならではの」を生かした内容	6 郷土ゆかりの文学
小・中・高の指導内容を体系的・系統的に捉えた資料	2 目標及び学習内容の系統

※「発展的な学習の内容例」については、上記に示したこと以外に他教科等との連携を通じた指導を含む。

(4) 国語科における「言語活動の充実」

ア 「言語活動の充実」の概要

知識基盤社会の到来や、グローバル化の進展など急速に社会が変化する中、次代を担う子どもたちには、幅広い知識と柔軟な思考力に基づいて判断することや、他者と切磋琢磨しつつ異なる文化や歴史に立脚する人々との共存を図ることなど、変化に対応する能力や資質が一層求められている。一方、近年の国内外の学力調査の結果などから、我が国の子どもたちには思考力・判断力・表現力等に課題がみられる。

「言語活動の充実に関する指導事例集～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～」p. 1

これからの時代を担う子どもたちには、変化の激しい社会の中で、幅広い知識を基盤として思考力・判断力・表現力等を柔軟に働かせながら、ものの見方や考え方が様々に違う人々と共存していく能力を身に付けることや、一人の人間として自立し、社会の中心的な形成者としての役割を果たしていくことといった、「生きる力」が求められています。ところが、PISA調査等の学力に関する各種の調査の結果から、我が国の児童生徒には、「生きる力」で重視している思考力・判断力・表現力等、学習意欲、学習習慣等について課題があることが分かりました。

※学校教育法第30条第2項では、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成すること、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならないことが示されました。

更に、中教審答申の「教育内容に関する主な改善事項」では、とりわけ「思考力・判断力・表現力等」を育むために、各教科等における「言語活動の充実」が第一に挙げられました。

こうした審議等の経過が、新学習指導要領において反映されています。

※①基礎的・基本的な知識・技能 ②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等 ③主体的に学習に取り組む態度 を、以後「学力の重要な3つの要素」と称する。

(7) 各教科等における「言語活動の充実」の位置付け

今回の改訂においては、言語活動の充実を重視している。このため、配慮事項として、各教科等の指導に当たっては、児童・生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要であることを示した。「学習指導要領解説総則編」p. 7

各教科等における「言語活動の充実」は、「思考力・判断力・表現力等の育成」を始めとする学力の重要な3つの要素を育み、「確かな学力」、ひいては「生きる力」の育成という、学習指導要領の理念の実現を図ることを目的としています。

「言語活動の充実」は、それ自体が目的ではなく、各教科等の目標を達成するための手立てです。したがって、各教科等の目標を踏まえながら、言語活動を意図的、計画的に位置付け、授業の構成や指導の在り方を工夫・改善していくことが大切になります。

(イ) 「思考力・判断力・表現力等」と「言語活動の充実」

中教審答申においては、「思考力・判断力・表現力等」を育むために、次のような学習活動を各教科等において行うことが不可欠であるとしています。

- ① 体験から感じ取ったことを表現する
- ② 事実を正確に理解し伝達する
- ③ 概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする
- ④ 情報を分析・評価し、論述する
- ⑤ 課題について、構想を立て実践し、評価・改善する
- ⑥ 互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させる 「中教審答申」p. 24～25

(ウ) 言語の役割を踏まえた言語活動の充実

中教審答申では、「言語は知的活動（論理や思考）だけではなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもある。」と、言語の役割について述べています。これを受けて「言語活動の充実に関する指導事例集」では、言語の役割を踏まえた言語活動の指導の在り方と留意点について、次のように整理しています。

(1) 知的活動（論理や思考）に関すること

ア 事実等を正確に理解し、他者に的確に分かりやすく伝えること

イ 事実等を解釈し説明するとともに、互いの考えを伝え合うことで、自分の考えや集団の考えを発展させること

(2) コミュニケーションや感性・情緒に関すること

ア 互いの存在についての理解を深め、尊重していくこと

イ 感じたことを言葉にしたり、それらの言葉を交流したりすること

「言語活動の充実に関する指導事例集～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～」p. 7～9

※各項目の詳しい内容については、「言語活動の充実に関する指導事例集」を参照する。

イ 国語科における言語活動の充実

国語科においては「言語活動を通して指導事項を指導する」ことは、これまでも示されてきましたが、今回の改訂で言語活動例が「内容の取扱い」から「内容」に移されたことにより、一層重視されたことが分かります。本県においても、国語科の目標の実現を図る上で、効果的に言語活動を設定し、児童生徒の主体的な国語の学習が展開されるよう、授業改善を図っていくことが求められています。

これらのことを受け、「静岡県授業づくり指針 国語科」では、「言語活動を通して指導事項（言語能力）を指導する」学習展開や「言語活動を通して思考力・判断力・表現力等を育む」ことを意識し、指導計画例を示しました。

(ア) 国語科と各教科における言語活動の目的と内容

知識・技能を習得するのも、これらを活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのもすべて言語によって行われるものであり、これらの学習活動の基盤となるのは、言語に関する能力である。さらに、言語は論理的思考だけではなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心をはぐくむ上でも、言語に関する能力を高めていくことが求められている。したがって、今回の改訂においては、言語に関する能力の育成を重視し、各教科等において言語活動を充実することとしている。

具体的には、言語に関する能力を育成する中核的な教科である国語科においては、話すこと・聞くこと、書くこと、読むことのそれぞれに記録、要約、説明、論述といった言語活動を例示した。「学習指導要領解説総則編」p. 53～54

各教科において言語活動の充実を図る上で、基盤となるものは言語に関する能力であり、言語能力を育成する教科の中核となるのが、国語科です。したがって、国語科には、児童生徒が実生活や各教科等の基本ともなる国語の能力を主体的に身に付けていくことができるよう、様々な言語活動を工夫し、その充実を図っていくことが求められています。

また、「言語活動の充実」については、国語科と各教科等では、その目的や内容に、それぞれ特質があります。国語科では「実生活で生きてはたらき、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力」を身に付けていくことに重点が置かれ、各教科等においては、国語科で培った能力を使いながら知識・技能を活用する学習活動を充実させ、目標の実現を図っていくことに重点が置かれています。

こうしたことから、各教科等の言語活動の例として「発表、記録、説明、鑑賞」等が挙げられ、国語科では、これらの言語活動を行う国語の能力を育成することが、各教科等との関連の中で役割として求められています。

(イ) 国語科における言語活動の捉え方

各領域では、国語の能力を調和的に育て実生活で生きて働くように、それぞれの領域の特性を生かしながら児童（生徒）主体の言語活動を活発にし、国語科の目標を確実にかつ豊かに実現できるように内容を改善した。そのために、各領域の内容を(1)の指導事項に示すとともに、これまでには内容の取扱いに示していた言語活動例を内容の(2)に位置付け、再構成している。これは、各学年の内容の指導に当たって、内容(1)に示された指導事項を、内容(2)に示されている言語活動例を通して指導することを一層重視したためである。 「学習指導要領解説国語編」 p. 6

基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究することのできる国語の能力を身に付けることに資するよう、実生活の様々な場面における言語活動を具体的に内容に示す。

「学習指導要領解説国語編」 p. 3

国語科という言語活動とは、言語活動例に示されているような、実生活や各教科等に生きて働く特有な活動として捉える必要があります。「話す・聞く」「書く」「読む」といった活動を基盤としながら、低・中学年であれば「紹介する」、高学年であれば「推薦する」など、実生活や各教科等における、その学年で経験すると思われる活動を指しています。

また、言語活動例が「内容の取扱い」から「内容(2)」に位置付けられたことは、示された言語活動例は例示でありながらも、年間で全てを、計画的に偏りなく取り扱う必要があることを意味しています。更に言えば、示された言語活動例以外にも、身に付けさせたい力や教材の特長、児童生徒の実態に応じた的確な言語活動を考えていくことも必要になります。

なお、「基礎的・基本的な知識・技能を活用(する)」とは、国語科においては言語活動を通して言語能力を育む過程であり、この過程において、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育てていきます。「習得したことの活用を図る」については、「活用することで習得を図る」場合も考えられることから、習得と活用は一連の流れの中にあり、一体のものとして捉えます。「習得→活用」といった、一方向のみへ展開するものではないことに留意する必要があります。

(ウ) 国語科における言語活動を支えるもの

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕は、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることや、国語が果たす役割や特質についてまとめた知識を身に付けるとともに、実際の言語活動において有機的に働くような能力を育てることに重点を置いて構成している。

「学習指導要領解説国語編」 p. 6

「学習指導要領 平成10年告示」国語〔言語事項〕の内容のうち、各領域の内容に関連の深いものについては、実際の言語活動において一層有機的に働くよう、内容(1)の指導事項として位置付けられました。また、言語活動を通して国語の能力を確実に身に付けていくためには、文字力や語彙力などの基礎的な言語に関する知識についても確実に理解を図っていくことが欠かせません。したがって、〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕については、全ての単元において目標を設定し、指導及び評価を行っていくことが大切です。

なお、「学習指導要領 第3 指導計画の作成と内容の取扱い」において、「2(1)ア 特定の事項をまとめて(知識をまとめて)指導したり、繰り返して指導したりすることが必要な場合については、特にそれだけを取り上げて学習させるよう配慮すること」とあるように、児童生徒の実態や必要に応じて、「国語の特質に関する事項」の単元を構想したり、特定の時間を確保して繰り返して指導したりします。

※ 引用における()は中学校の内容を指します。特にないものは、小・中共通です。

ウ 「言語活動」の設定の仕方について

単元を構想する上で、言語活動の設定の手順や単元における位置付け、留意点について説明します。

(7) 言語活動の設定における手順

① 身に付けさせたい力を選択する

年間指導計画に基づき、児童生徒の言語能力の実態を加味しながら、児童生徒に身に付けさせたい力（指導事項・〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕）を選択します。

一つの単元においては、1領域を設定していくことを基本とします。また、指導事項を1～2事項程度に絞り込み、更に各指導事項の内容を分割するなど、身に付けさせたい力の焦点化を図ります。伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項についても同様に考えます。

② 言語活動例を選択する

年間指導計画に基づき、身に付けさせたい力を育成するのに適したものを、「言語活動例」から選択します。

指導事項と同じ領域から選択することを基本としますが、場合によっては他領域や他学年から取り上げることや、他のものを設定することも考えられます。その際は、①で位置付けた指導事項を指導する上で、効果的な言語活動例を選択するとともに、年間の中で、確実に全ての言語活動例が偏りなく扱われるよう配慮する必要があります。

③ 教材を選択し、分析する

選択した言語活動を行うのに適した教材を選定し、教材分析を行います。

身に付けさせたい力や言語活動に留意しながら教材を分析し、特長を明らかにするとともに、必要に応じて一部分を用いたり、他の教材と組み合わせたりするなどの工夫をします。

④ 言語活動と身に付けさせたい力を具体化する

選択した言語活動例と身に付けさせたい力を、児童生徒の実態、教材の特長と照らし合わせながら具体化します。その際に、実際に言語活動を行うために必要な言語能力を整理し、重点的に身に付けさせたい力を具体化するとともに、単元において活用させたい言語能力を明確にします。

(4) 国語科の言語活動の単元における位置付け

国語科の単元の指導過程を構想する際、言語活動は単元を貫くように位置付けます。

言語活動を相互の関連を図らずにばらばらに配置したり、単元の最後に付加的に位置付けたりするのはではなく、言語活動を有機的に単元に位置付け、身に付けさせたい国語の能力を確実に育むことが大切になります。

(ウ) 言語活動の設定に当たっての留意点

① 言語活動は、身に付けさせたい力（指導事項）を指導するために行う

言語活動そのものが学習の目的とならないように留意します。言語活動は身に付けさせたい力を指導するための手立てであり、指導するに当たって効果的なものを設定します。

② 言語活動を行う際は、各領域の能力を関連させる

話す・聞く、書く、読むなど、様々な領域の言語能力を関連させるよう留意します。各領域の既習の言語能力を活用しながら言語活動を行わせることで、目標とする領域の新たな言語能力を、効果的に育成します。

③ 児童生徒自身が学習過程の見通しを持ち、振り返りができるようにさせる

児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう留意します。児童生徒自身が言語活動の目的や見通しを持ち、自らの言語活動を振り返る場を単元に位置付けることにより、自ら学び課題を解決していく能力や、単元で目標とする言語能力を育成します。

エ 単元目標・評価規準の設定の仕方について

「静岡県授業づくり指針 国語科」では、単元目標を設定するに当たって、次のようなことを重視しています。

(7) 単元目標の構成

① 単元目標は3点セット

国語科では、単元目標を、以下の3点をセットで構成します。

- ①国語への関心・意欲・態度
- ②領域の指導事項
- ③伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項

② 身に付けさせたい力の領域は1領域が基本

「②領域の指導事項」は、1領域で構成するのが基本です。

当然ながら、国語科の学習では、領域を問わず、話す・聞く、書く、読むという全ての活動が行われます。しかし、目標及び評価の対象となる領域は、基本的に1領域です。

例えば、「読むこと」の領域の単元においては、文章を読む活動に加え、解釈したことを文章で書いたり、話し合ったりする活動が行われます。この場合の、書いたり話し合ったりする活動は、「読むこと」の能力を身に付けるための手立てということになります。

なお、教材や学習展開によって効果が期待できる場合には、複数の領域を単元目標に設定することも考えられます。

③ 「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」を、特別に取り上げて指導する場合

古典や言語に関する指導などにおいて、「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」を取り上げて指導する場合は、以下のような構成となります。

- ①国語への関心・意欲・態度
- ③伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項

(イ) 単元目標の設定の仕方

単元目標を設定するに当たっては、言語活動の特長が表れるよう、以下のように設定します。

- ①国語への関心・意欲・態度
各学年の「領域の目標」を基にする。
身に付けさせたい言語能力と態度、言語活動についての関心・意欲・態度を記述する。
- ②領域の指導事項
選択した領域の「指導事項」（1～2事項）を基にする。
教材の特長・言語活動に即して記述する。
- ③伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項
〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕（1事項）を基にする。

(ウ) 評価規準の設定の仕方

評価規準を設定するに当たっては、単元目標を基にして、以下のように設定します。

- ①国語への関心・意欲・態度 …… 文末を「～しようとしている。」とする。
- ②領域の指導事項 …… 文末を「～している。」とする。
- ③言語についての知識・理解・技能 …… 文末を「～している。」とする。
単元目標③〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕は、「言語についての知識・理解・技能」に改める。
※高等学校については、「言語についての知識・理解」とする。

(5) 国語科における学習評価について

平成 22 年 3 月中央教育審議会教育課程部会において「児童生徒の学習評価の在り方について」の報告がとりまとめられ、学習評価の考え方や、今後の方向性等について示されました。

学習評価は、学習指導要領に照らし合わせた評価規準を基に児童生徒の学習状況を評価し、その後の指導に生かす「指導と評価の一体化」を図ることで、「確かな学力」及び「生きる力」の育成を目指しています。以下、学習評価の考え方ははじめ、国語科における評価の在り方について説明します。

ア 新学習指導要領における学習評価の基本的な考え方について

上記の報告を受け、「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」では、「学習評価の改善に係る 3 つの基本的な考え方」を、次のように説明しています。

- 目標に準拠した評価による観点別学習状況の評価や評定の着実な実施
- 学力の重要な要素を示した新しい学習指導要領等の趣旨の反映
- 学校や設置者の創意工夫を生かす現場主義を重視した学習評価の推進

新学習指導要領の下での学習評価については、児童生徒の「生きる力」の育成をめざし、児童生徒一人一人の資質や能力をより確かにはぐくむようにするため、目標に照らしてその実現状況を見る評価を着実に実施し、児童生徒一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を的確に把握し、学習指導の改善に生かすことが重要であるとともに、学習指導要領に示す内容が確実に身に付いたかどうかの評価を行うことが重要である。

また、今回の観点別学習状況の評価の改善は、特に、「学力の重要な要素を示した新学習指導要領等の趣旨の反映」と関連している。学校教育法の一部改正を受けて改訂された新学習指導要領の総則に示された学力の 3 つの要素を踏まえて、評価の観点に関する考え方が整理された結果、これまでの観点の構成と比べると、「思考・判断」が「思考・判断・表現」となり、「技能・表現」が「技能」として設定されることとなった。

さらに、各学校や設置者の創意工夫を一層生かしていくことが求められており、各学校では、組織的な取組を推進し、学習評価の妥当性、信頼性等を高めることが重要である。

「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」国立教育政策研究所 p. 3

イ 各教科における評価の観点について

学習評価の 観点	内容・留意点
関心・意欲・ 態度	各教科が対象としている学習内容に関心を持ち、自ら課題に取り組もうとする意欲や態度を児童生徒が身に付けているかどうかを評価するものである。 授業の姿勢や態度一般としての「関心・意欲・態度」ではなく、各教科等の学習に即した学習状況を評価するものであることに留意する。
思考・判断・ 表現	それぞれの教科の知識・技能を活用して課題を解決すること等のために必要な思考力・判断力・表現力等を児童生徒が身に付けているかどうかを評価するものである。 「表現」については、基礎的・基本的な知識を活用しつつ、各教科の内容に即して考えたり、判断したりしたことを、児童生徒の説明・論述・討論などの言語活動等を通じて評価する。つまり、「表現」とは、これまでの「技能・表現」で評価されていた「表現」ではなく、思考・判断した過程や結果を言語活動の中で児童生徒が表出したものである。
技能	各教科において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかどうかを評価するものである。これまで「技能・表現」として評価されていた「表現」をも含む。
知識・理解	各教科において習得すべき知識や重要な概念等を児童生徒が理解しているかどうか、評価するものである。

ウ 新学習指導要領の趣旨を生かした国語科の評価について

国語の観点	評価の観点	評価内容と留意点(※)	評価方法例
国語への関心・意欲・態度	関心・意欲・態度	単元の学習内容に関心を持ち、自ら課題に取り組もうとする意欲や態度を評価する。 ・言語活動等への取組の関心・意欲・態度 ・学習に関する読書及び読書によって見方や考え方を広げようとする姿勢・態度 等 ※全ての単元に位置付ける。	○観察 ・発言・発表 ・姿勢や態度 ○記述したもの ・ワークシート
話す・聞く能力 書く能力 読む能力	思考・判断・表現 基礎的・基本的な知識・技能	単元で重点的に指導する領域に対応した観点を設定し、言語活動を通しての各指導事項の実現状況を評価する。 ・各領域に即して思考・判断したことを、言語活動を通して評価する ※国語の場合、「話す・聞く能力」「書く能力」「読む能力」を、学習指導要領の内容のまとまりに合わせ、基礎的・基本的な知識・技能と「思考・判断・表現」とを合わせて評価する観点として位置付けている。 ※基本的に1単元1領域。	○記述したもの ・ワークシート ・作品 ・原稿 ○観察 ・発言・発表 ○ペーパーテスト
言語についての知識・理解・技能	基礎的・基本的な知識・技能	単元における〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に示された各指導事項の実現状況を評価する。 ※各領域の指導を通して指導することから、全ての単元に位置付ける。	○記述したもの ・ワークシート ○ペーパーテスト ○観察 ・発言

※評価規準作成の際は、「評価規準の作成のための参考資料」(国立教育政策研究所)の設定例を参考にするとよい。

エ 評価規準・評価方法の設定における留意点

(7) 単元目標と評価規準は一体のものとする

指導と評価の一体化を図るためにも、評価規準を単元目標とのずれがないように位置付けます。単元で指導する内容(身に付けさせたい力)を明確にし、指導したことを評価し、次の指導につなげる展開を組むことにより、単元で身に付けさせたい力を一貫性のあるものにします。

(4) 児童生徒の実態や教材等を踏まえて評価規準を具体化する

学習指導要領に照らし合わせながら、既に身に付いていて活用できる力、課題と見られる力など、前単元までの学習評価を踏まえた上で具体化します。また、教材の特長を踏まえた上で設定します。

(ウ) 単元に適した評価方法を具体的に設定する

その単元で身に付けさせたい力を明確にし、適正な評価方法を設定します。また、評価場面において、児童生徒のどのような表れを評価するのか、具体的な評価方法を考えます。

オ 評価に当たっての留意点

(7) 学習過程や学習結果における評価を、継続的・総合的に行う

評価は学習結果だけでなく、学習過程においても行うことが重要です。学習過程で評価したことを以後の指導に生かすことが、単元目標の確実な実現につながります。

(4) 教師の学習評価の力量を高める

学習評価の妥当性や信頼性を高めるためにも、教師間で、評価資料や児童生徒の学習の様子等の解釈の仕方を協議するなどして、学習評価の力量を向上させることが求められます。

(ウ) 児童生徒が行う自己評価や他者評価の留意点

児童生徒が自己評価を行うことは、自分自身が身に付けた言語能力を自覚することであり、次の学習での活用や、国語を学ぶ意義の理解にもつながります。留意したいのは、児童生徒の行う評価は教師の評価とは別であり、あくまでも学習活動の一環であることを理解しておく必要があります。

(6) 国語科の授業づくりのポイント

ア 年間指導計画を立てる（年度当初に行う）

身に付けさせたい言語能力を年度の中で確実に指導するために、時期、領域の指導事項、〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕、言語活動例、教材を一覧できる年間指導計画を立てます。系統性に配慮しながら、全ての指導事項と言語活動例を、年間でバランスよく配置します。

- 各単元では、扱う領域や重点的に扱う指導事項を絞り込み、身に付けさせたい力を焦点化します。単元によっては、一つの指導事項を分割し、更に絞り込みます。
- 〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕を、領域の指導事項と関連させ、全ての単元に位置付けます。
- 身に付けさせたい力に適した言語活動例を選択します。その際、目標と同じ領域から選択することを基本としますが、適したものがなければ、他領域や他学年から取り上げたり、他のものを設定したりすることもできます。
- 身に付けさせたい力の系統性を考え、意図的に教材を配列します。

【小学校4年生「書くこと」における年間指導計画 例】

月	時数	指導事項					伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項	言語活動例					教材名	
		ア	イ	ウ	エ	オ		カ	ア	イ	ウ	エ		オ
5	11			◎					○					学級新聞を作ろう
7	10		◎			○				○				見学したことを報告しよう
9	9	◎							○					物語の作り方をくふうしよう

※指導事項、言語活動例の項目については、学習指導要領、または、(5)学習内容の系統(p.20~29)を参照すること。

イ 児童生徒の実態を把握する

指導事項に照らし合わせて、児童生徒が身に付けてきた言語能力の実態を把握します。

(例) ○時間的な順序、事柄の順序にしたがって、文章を書く。

◆段落相互の関係を意識しながら、目的に応じて中心となる内容の事例を挙げて説明する。

※○は身に付けてきた力、◆は課題が見られる力を表しています。

ウ 指導事項（身に付けさせたい力）、言語活動例、教材を再確認する

児童生徒の実態を踏まえて指導事項（身に付けさせたい力）を確認し、次にそれを身に付けるのに適した言語活動例と教材を再確認します。変更する場合は、年間指導計画と照らし合わせながら、年間で全ての指導事項や言語活動例を扱えるよう留意します。

エ 選択した教材について特長を明確にする

身に付けさせたい力や言語活動に留意しながら選択した教材を分析し、特長を明らかにするとともに、必要に応じて一部分を用いたり、他の教材と組み合わせたりします。

(例) 中心となる内容を明確にし、段落相互を関係付けながら書く力を付ける上で適している。

オ 単元目標を設定する

※「静岡県授業づくり指針 国語」では、「単元」を「単元目標」の実現を図る授業展開のまとまりとして捉えています。(参照：「3 小学校・中学校における学習（授業計画例）」)

例【単元目標】

- ①関心を持った出来事が伝わるように、構成等を工夫しながら新聞記事を書こうとする。
〈国語への関心・意欲・態度〉
- ②書こうとすることの中心を明確にし、事実が的確に伝わるよう理由や事例を挙げながら書く。
〈「書くこと」ウ〉
- ③句読点を適切に打ち、また、段落の始めについては行を改めて書く。
〈伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項イ(エ)〉

(7) 言語活動と身に付けさせたい力を具体化する

言語活動例を、身に付けさせたい力、児童生徒の実態、教材の特長と照らし合わせながら具体化します。また、実際に言語活動を行うために必要な言語能力を整理し、重点的に身に付けさせたい力を具体化するとともに、単元において活用させたい言語能力を明確にします。

(イ) 単元目標を設定する

国語科の単元目標は、年間指導計画を基に①「国語への関心・意欲・態度」②「領域の指導事項」③「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の3点をセットにして構成します。

①「国語への関心・意欲・態度」

「領域の目標」を基にして、言語活動を入れながら、全ての単元において設定します。

②「領域の指導事項」

基本的に1単元に1領域で設定し、選択した指導事項を、教材・言語活動に合わせて具体化します。

③「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕を基にして、全ての単元において設定します。

(ウ) 評価規準を設定する

単元目標に即して、評価規準を設定します。

カ 単元展開を構想する ※例えば、次のように単元展開を構想する

(7) 単元を貫く言語活動を位置付ける

言語活動を通して言語能力を身に付けるよう、言語活動を指導過程に有機的に位置付けます。その際、言語活動を目標としないように留意します。

(イ) 学習活動を構想する

・見通しを持つ

身に付けていく力、学習展開、単元を貫く課題等、学習の目的や方向性を持たせます。

・理解する

身に付けさせたい力や言語活動の特性などを具体的に理解させます。また、言語表現や表現の工夫などを的確に理解させます。

・思考・判断する

理解したことを基に、課題解決の中で思考・判断させます。

・表現・表出する

考えたことを、身に付けさせたい力に照らし合わせながら表現・表出させます。

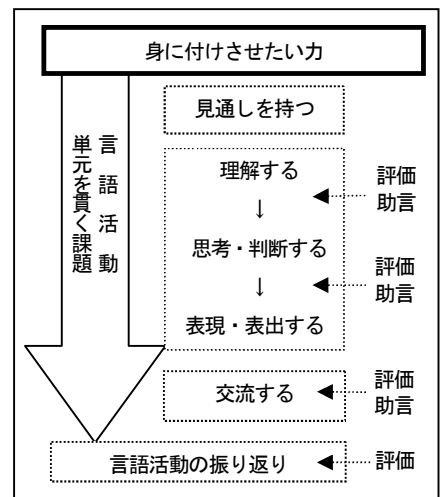
・交流する

考えや根拠、思考過程などを互いに説明させることで、個の考えを深めさせます。

・自らの言語活動を振り返る

他者評価などを関連させながら、自らの言語活動や課題解決の過程を振り返らせます。目標の到達度を客観的に評価させ、身に付けてきた力や課題に気付かせます。

単元の構想・学習活動(例)



キ 評価する

(7) 児童生徒の目標の実現状況を評価する

- ・目標と評価規準を一体のものとして捉え、観点に即して、評価します。
- ・学習結果としての表現物を評価するとともに、学習過程での評価を有機的に組み込んでいきます。
- ・学習過程における評価を、次の指導に生かしていきます。

(イ) 教師の指導の在り方を評価する

a 単元目標と言語活動との関わりを評価する

- ・個々の言語能力に高まりが見られたか、設定した単元目標の適性を評価します。
- ・設定した言語活動は言語能力を育む上で効果的であったか、言語活動の適性を評価します。

b 評価規準の適性を評価する。

- ・規準に即して児童生徒が身に付けた言語能力を評価できたか、評価規準の適性を評価します。